

## 第2回 新宿区自治基本条例検証会議 会議要旨

### 1 開催年月日

平成26年9月3日（水）

### 2 会場

新宿区役所 本庁舎6階 第4委員会室

### 3 出席者

#### (1) 検証会議委員

辻山幸宣会長、吉川信一委員、古澤謙次委員、斉藤博委員、安田明雄委員、  
樋口蓉子委員、國谷寛司委員、相澤いづみ委員、清水秀一委員、伊藤陽平委員、  
高野健委員、土屋慶子委員

（欠席：内海麻利副会長、只野純市委員、衣川信子委員）

#### (2) 事務局

針谷総合政策部長、平井企画政策課長

#### (3) 説明者

宮端広聴担当課長、村上区政情報課長

### 4 主な内容

#### (1) 検証の進め方について

#### (2) 検証

検証内容「区民意見の把握及び区政情報の提供等」

検証項目1 区民ニーズの的確な把握（第12条 区の行政機関の責務）

検証項目2 区民の意見把握（第14条 区政運営の原則）

検証項目3 区民への説明責任（第12条 区の行政機関の責務）

検証項目4 情報公開制度（第15条 情報公開）

検証項目5 個人情報保護制度（第16条 個人情報保護）

#### (3) その他連絡事項

### 5 会議録

〈午後2時00分開会〉

○辻山会長 時間が参りましたので、ただいまから、第2回新宿区自治基本条例検証会議を始めたいと思います。

最初に、事務局のほうから出欠の確認と、それから事務連絡がありますのでお願いします。

○事務局 それでは、本日の出欠状況を報告いたします。

ご欠席の委員は、内海副会長、衣川委員、只野委員でございます。

相澤委員については、ただいま確認中です。

それでは、事務連絡でございますが、事前にお送りしました第1回検証会議の会議録については、修正等がありましたら会議終了後に事務局に提出をお願いいたします。

また、第4回検証会議の検証項目であります「区民の区政への参加、協働の機会の提供」については、関連制度が多岐にわたります。このため、事業を選定して検証を行いますので、事前にお送りしました「第4回新宿区自治基本条例検証会議 検証制度等の選定について」に希望する制度に丸をつけていただき、こちらも会議終了後に事務局に提出をお願いいたします。

事務局からは以上です。

(相澤委員が到着)

○辻山会長 ありがとうございます。

引き続き、本日の日程と検証の進め方について、事務局から説明があります。

ではお願いします。

○企画政策課長 企画政策課長の平井です。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の日程についてご説明いたします。

皆様のお手元に配付してございます第2回新宿区自治基本条例検証会議次第をご覧ください。

初めに、検証の進め方についての説明を行います。

次に、新宿区自治基本条例に関連する諸制度の検証、評価を皆様方に行っていただきます。そして、最後に、その他事務連絡となります。以上でございます。

次に、配付資料の確認を行わせていただきます。

本日配付してございます資料ですが、まず初めに、本日の次第、次に資料1、新宿区自治基本条例検証会議での検証の進め方、次に資料2、第2回新宿区自治基本条例検証会議検証項目一覧、次に、資料3、新宿区自治基本条例関連制度・規定に関する個票、次に資料4、第2回新宿区自治基本条例検証会議タイムスケジュール、それから資料番号を打ってございませぬけれども、新宿区自治基本条例検証会議条例関連制

度等の評価票をクリップどめでお配りしていますのでご確認をお願いします。

それから、次に冊子類になります。

初めに、「平成25年度第1回新宿区区政モニターアンケート」、薄緑色のものです。少しずつ色が違いますが、第2回、第3回、第4回までの4冊あります。

それから、「平成25年度新宿区区民意識調査要約版」、そして、区民意識調査の本編、かなり厚いものです。

次に左側にクリップどめされております「新宿区中小企業の景況」、次にホッチキスどめされております「区民の意見把握（各施設利用者アンケート）に関する参考事例」、それから新宿区高齢者の保健と福祉に関する調査報告書、それが一つの束となっています。

次に、もう一つクリップどめの束がございますけれども、「広報しんじゅく」、これは平成26年8月15日号と8月25日号、それから「新宿区くらしのガイド2014年版（平成26年版）」、そして、1枚ペラで、新宿区の公式ホームページのハードコピー。それから、左上ホッチキスどめになっていますけれども、こちらはツイッターの画面をコピーしたものです。最後に、フェイスブックの画面をコピーしたものでございます。

以上、ただいま確認した資料で不足のものはございませんでしょうか。

（「はい」という声あり）

○企画政策課長 それでは、引き続きまして、次第の1、検証の進め方について説明をさせていただきます。

資料番号1、新宿区自治基本条例検証会議での検証の進め方をご覧いただきたいと思っております。

まず、検証方法ですけれども、自治基本条例に規定する関連諸制度の各項目につきまして、新宿区自治基本条例検証会議条例関連制度等の評価票、上に、検証Noということで1から2と、番号が連番で振っております。こちらの評定票により評価いたしまして、その結果を整理した上で全体評価、総括を行いまして、自治基本条例の趣旨に即した制度運営の適否、また、課題がある場合の対応等について取りまとめるというところでございます。

実際どうやってやるのかということなんですけれども、それが次の検証の流れというところに記載されております。

各項目の主な制度等についての説明を受けて、その評価を行うとされておりますけれども、まずは、①説明ということで、各項目の主な制度の内容について所管課の説明及び質疑応答を行います。そして、2番目に評価というところで、先ほどご紹介いたしました評定票の評価の視点、例えば評価票をご覧くださいと、検証項目1番「区民ニーズの的確な把握（第12条 区の行政機関の責務）」ということで、主な制度等「(1)区政モニター制度」から「(4)区長へのはがき・投書による広聴」があります。こちらについて、所管課の課長から説明いたしますので、質疑応答の後、評価欄にございます視点、「制度によって区民ニーズの的確な把握に努められているか」ということについて、「Aよく努めている」から「E努めているとはいえない」までの評価をしていただきます。そして、特に「Dあまり努められていない」「E努めているとはいえない」という場合には、その理由を記載していただき、区民ニーズの的確な把握に対する意見についても、こちらに記載していただくということになります。

なお、大変申し訳ないのですが、この評価票について、訂正がございます。この評価欄の評価のところでは、括弧のところに「A～Dの該当するものに○をつけてください」とありますけれども、こちら「A～E」です。これは評価票全部同じでございますので、お手数をおかけしますが、すみません訂正をお願いいたします。

この評価票が、本日、説明いたします項目の全て、検証番号No. 1からNo. 5まででございます。

次に資料1に戻っていただきまして、検証の流れの今②のところを説明いたしましたけれども、評定が会議時間内に終了しない場合には、後日、事務局へ郵送していただくこととなります。こちらで、返信用封筒も用意しておりますので、それで送っていただくということになります。

そして、その評価はどうなるのかということなのですが、③全体評価というのがございますけれども、全体評価につきましては、第2回から第5回までの検証会議で一通り項目を評価していただきますので、その評価結果をまとめまして、第6回検証会議において整理して、全体の評価と総括を行うという予定であります。

次に、全体評価、総括に基づきまして、自治基本条例の趣旨に即した制度の運営に問題がある場合には、課題の整理やその対応について取りまとめ、最後に報告書を作成していきたいと考えております。

それから、今日、検証する項目でございますけれども、資料2をご覧ください。資

料2に「第2回新宿区自治基本条例検証会議検証項目一覧」ということで、検証番号左側に1から2、3、4、5とあります。例えば検証項目1番の「区民ニーズの的確な把握」については、枝番号①、②、③、④とありまして、こちらの関連制度につきまして説明いたしますので、質疑応答の後に評価をしていただくということになります。

そして、その個票が、資料3「新宿区自治基本条例関連制度・規定に関する個票」ということで、区政モニター制度ですとか、めくっていただきますと、区民意識調査、次に新宿区パブリック・コメント制度等々という形で、個票としてまとめてございます。これに関連する資料、冊子、こちらも参考にしながら評価していただくという形になります。

次に資料4になります。本日のタイムスケジュールですけれども、2時間の間で多くの項目について評価していかなくてはいけないということで、限られた時間の中での検証になります。検証が円滑に進むようご協力いただきたいのですけれども、時間割ですが、これから検証を開始するというので、まずは制度の概要説明、これが14時10分となっております。ちょっと過ぎてしまっていますが、20分間概要の説明をいたします。それから30分間質疑応答と評価票の記入をしていただく。これが検証項目1と検証項目2です。次に検証項目3、4、5につきましては、15時ごろを目安としていますが、そこから同じような形で20分間制度の説明をしていただいて、質疑応答、評価票の記入という形をお願いしたいと思います。

かなりスケジュールがタイトですけれども、先ほども申し上げましたように、限られた時間の中で、4年を超えない範囲の中で検証ということになりますので、ご協力いただきたいと思います。

また、こういった検証は初めてですので、皆様方からもご意見があればいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

○辻山会長 ありがとうございました。

今日の日程と、それから検証の進め方ということについて説明をいただきました。

今のタイムスケジュールを見てもわかるように、また、この検証会議の最終までの回数とかそういうことを考えても、毎回このように大量な資料が出て、時間的に結構大変だなということを私今感じておりまして、そういう意味では、皆様のご協力をお願いしなければならないというふうには感じております。今日は、言ってみれば初

めての検証会議と言いますか、実質的な、いうことになりますので、今後の進め方についても了解していただいて、そして検証に入りたいと思います。

よろしいですか。特にご意見、はいどうぞ。

○安田委員 前回も確認事項の質問させていただいたんですけれども、今回の部分というのは、自治基本条例の25条に基づいて検証会議をされているんだと理解して、それは確認、前回させていただきました。そのときに、25条の条文を読みますと、これからスケジュール化されている部分の中では、前半の部分が、例えば第25条の条例の見直し等ということがあるかと思えますけれども、区長は4年を超えない期間ごとに、この条例及び関連する諸制度について、ですから、今、スケジュールの主な部分というのは、諸制度という部分に中心を置かれているのではないかと感じるわけです。後半の区民及び議会とともに検証を行い、この条例の趣旨を踏まえて必要な措置を講ずるものとするという、後半の区民及び議会とともに検証を行いという部分は、いつ行われるのかということの確認をもう一度させていただきたいなと思うんですけれども。前回は、条文も含めて齟齬があればその都度やりましょうという会長のご意見がありましたし、それはぜひ行っていただきたいし、さらに25条に基づく諸制度についてというふうなので、今回は、我々が区民とすれば、それでいいでしょうけれども、議会と、その双方性というものはこの場で議会の代表というのか、そういう人たちが加わらないで別な双方性をやりましょうというのが前回の説明だったと思うんですけれども、不十分な感じがしてならないんです。我々の議論が本当に議員の方々に率直に伝わっていくかというものが一つの心配事です。であるとすれば、後半の部分というのを、もう一度、時間の問題じゃなくて、大事なことです。今後、スケジュール化していただきたいというのが私の意見でございます。

それともう1点、条文のそれぞれのピックアップされたスケジュールがありますけれども、私は、条文の中でも大事なものが前文だと思います。前文は、御存じのように、全てにかかわる部分だと思います。その部分からぜひ始めていただきたいと思えます。それで、個々の条文のスケジュールに入っていくべきじゃなからうかと思うんですが、いかがなものでしょうか。

○辻山会長 どうですか。

○企画政策課長 事務局です。

前回、第1回目のときに説明いたしましたように、まず、漠然と条例自体を検証す

るよりも、まずは条例に規定されている関連諸制度から進めていきましょう、と申しますのは、区民意識調査の中でも、この条例自体があまり認知度がなかったということもございまして、まずは、関連する制度から、きちんとこれが条例の趣旨に従って運営されているかどうか、わかりやすいところからやっていきましょうということで、今回、こういったスケジュールを組ませていただきました。

資料1にありますように、関連する諸制度につきまして評価を行って、③、④にありますように、第2回から第5回で全体の項目を評価いたしまして、整理して、それから全体の評価、総括を行いましょ。その結果、④検証にありますように、全体評価、総括の上、自治基本条例の趣旨に即した区の制度の運営がなされているか、もし何かがなされていないとなれば、どこに問題があるのか、それは条文かどうか、そういったことも最後には検証して報告書としてまとめていくというような流れで進めさせていただきたいということで説明いたしましたが、そういった形で進めていきたいと考えております。

それから、議会との関係ですけれども、これは議会の自治・地方分権特別委員会でもお話ししていますけれども、やりとりしながらやっていきましょうということで、ただ、ご心配の点があるかもしれませんけれども、それは私どもで、ここで出た意見などはきちんと会議録もつくって公開もしますので、きちんと伝えて、やりとりしながら自治・地方分権特別委員会の意見もこちらにも伝えていくという形にしていきたいと考えているところです。

○辻山会長 事務局のほうから、まず、関連諸制度についての説明をさせてくれと。第6回以降全体的な評価のところ、さまざまな論点、問題点があれば、そこでやりましょうという説明がありました。

議会との関係については、議会との直接的な関係はここではつukれないけれども、こちらの議論は報告され、そして議会から意見があれば、ここへ提出するということですね。こういう形でやっていったらどうかという答弁でしたけれども、どうですか。はいどうぞ。

○安田委員 やっぱり今の説明において、私どもは、特にこの検証会議というものの意味というものを何のためにするのかというのが副会長さんから前回意見としてありましたよね。何のためにという部分の中で、私は、今回の検証会議というものは、制度という部分も当然重要だとは思いますが。それと同時に、最初の最高規範性としてうた

っている前文というものは、より最初に議論すべきだろうと思っておるものなんです。それを、個々のわかりにくいとか、わかりやすいとか、そういう問題じゃなくて、そこから入って全体的なかかわる自治基本条例がどのような理念なり、経過なりしてできたんだよということを再確認するということは、私は入り口としては重要な部分だと思っていますので、ぜひ、前文の部分は後回しにしないで、これから議論を先にさせていただきたいというのが意見です。

○辻山会長 なるほど。前文の文章がどうのとかというよりも、前文で書かれた基本条例の精神が活かされているかどうかということをもみんなで1回議論しましょうと、そういうことですね。

○安田委員 はい。

○辻山会長 どうぞ。

○高野委員 それに基づいてということではないんですが、今冒頭に安田委員が言われたような確認事項は確認しました。その中において、基本的に検証自体が本文の基本理念に関する本当の自治は区民の自由な意思に基づいて、区民みずからが検討し、それから決定し、進めていくものであることから、区民が主役の自治の実現を図りという、あと書いてあるように、区民は自治の担い手として地域の課題を解決していくということがあります。そうすると、今の、検証の仕方がどうなんでしょうか、どうですか、どうですかと言って、いいですねという話ししかないので、そこに区民自体の本当の意思というか、それが反映できるのかということところが明確にしておくべきではないかというふうに考えます。その辺のところをちょっとご検討いただければと思います。

○辻山会長 関連してご意見ありますか。

はいどうぞ。

○土屋委員 先ほど事務局からの説明の中で、ちょっと引っかかることがあったんですけども、関連制度について評価を行い、次全体評価を行い、それで運営がそれに沿って行われているかどうかを検証していくという話しだったんです。運営を検証するのであれば、この条例の検証委員会じゃなくて、例えば、外部評価委員とか、そういう委員会でもう既に進んでいることではないかと思うんですけども、それとの差別化を図るためにも、ちょっとこの流れの検証の仕方というのに対しては、私は疑問を感じているんですけども。



○辻山会長 ほかはどうですか。

なければまとめて事務局のほうから、ご答弁を。

○企画政策課長 今回やるのはご指摘の事業評価ではありません。と申しますのは、先ほども説明いたしましたように、区民ニーズの的確な把握に努められているかと、多様な方法で区民意見の把握がされているか等条例の趣旨からアプローチして評価していただくということで、最終的には、一通り制度の評価をいたしまして、資料1にもありますように、全体評価、検証の中で、条文についても、それぞれそれが適しているのかどうかと、制度の評価をしながら、それがきちんに行われているかどうかということを確認しながら、もしそれが行われていないのであれば、何が課題か、あるいは条文に何かあるのかというふうなことで、検証してまとめていく、そういった中で最終的には前文、前文には理念等も書かれておりますので、そういったところに触れていきたいというふうに考えておるところです。

○辻山会長 聞く限りでは、順序のほうの問題かと今は思いましたが、安田さんのご趣旨はそういうことではなくて、個別の制度的評価なり、制度的な説明を受ける我々の検証姿勢みたいなものを確認し合うということが前文をきっかけにして行われるべきだという趣旨に受けとめました。そういう意味では、ちょっと後に回そうかというのは、その趣旨とは大分違うというふうに思いますが、どうしましょう。一つ、私が今念頭にあるのは、説明者である担当の課長さんを待たせているということが念頭にあるんですよ。それどれぐらいまで引っ張れるかということはあって……どうしましょう。最初に20分だけ説明を聞いて、それとも、そういう説明を受けるためにこの会議をつくったんじゃないよということなのかどうかというのを今ちょっとそういう意見もあったように思いますけれども。そこら辺はどうですか、皆さん。

○吉川委員 そのとおりだと思います。20分間だけでも聞いて……

○辻山会長 聞いて、その後の質疑の時間なども使いながら、今の話しを煮詰めて、やっていただいて、やっぱりこれは行政の側の一方的な説明に終わってしまうんじゃないかという危惧があるかどうかというのもちょっと確かめさせてもらおうかなというふうなことで、余り長くお待たせするのも失礼だから、やりましょう。

では、次第2の検証に入りたいと思います。

区民ニーズの的確な把握、区民の意思把握について一括して説明を受けたいと思います。

所管課である区長室広聴担当課長。

では、お願いいたします。

○広聴担当課長 それでは、検証項目の第1になっております区民ニーズの的確な把握ということで、私、広聴担当課長の宮端と申します。よろしくお願いいたします。

本日お配りしてあります「新宿区自治基本条例 関連制度・規定に関する個票」No. 1の①から④までございます。この4つの制度に関して私から説明させていただきます。

まず最初に、No. 1-①、区政モニター制度についてご説明いたします。

この区政モニター制度と申しますのは、区民の皆様方の区政に対する意見・要望等を聴取して、これを私ども区政運営の参考とさせていただくために区政モニター会議というものと、それからアンケート区政モニターというものを設置しております。これによって、区民の皆様方の区政への参画を推進しているというものでございます。

区政モニター会議は、この会議を通して、モニターの皆様にお集まりいただいて会議を通して比較的少人数の区民から組織的、継続的に意見を伺うと、直接意見交換をさせていただいて、意見を伺って区民の皆様方の一般的な関心や意見等を私どものほうで把握させていただくと、その上で区政運営に反映させていくという制度でございます。

一方、アンケート区政モニターと申しますのは、会議には参加していただきにくい若年層の方々や勤労世帯の皆様方、こういう方々を含む幅広い層の区民の皆様方の意見を聴取することを目的として、アンケート調査にご回答いただくというモニター制度でございます。この2つを区政モニター制度として説明させていただきます。

その下の取り組み状況というところで、それぞれモニター会議とアンケートモニターについて取り組みなどを紹介させていただきます。

まず、1番の区政モニター会議ですが、毎年公募によりまして区政モニター50人以下ということで規定しておりますが、こちらの区政モニターを募集して1年ごとの任期ということで、毎年、それぞれ4つのテーマを設定いたしまして、4回の会議を開催しております。高齢者福祉ですとか、子育て、防災などのテーマに関する区側からの事業説明をさせていただいた後、モニターの皆様から、さまざまなご質問、ご意見などをいただいて、こちらを通して寄せられたご要望、意見などを区政運営に反映させていくという、そういう制度でございます。

昭和45年度から継続して行っております。

ここ最近の実績ということで紹介させていただいておりますが、平成23年度、男性19名、女性25名の44名、24年度は、男性16名、女性34名の50名、平成25年度は、男性22名、女性25名の47名ということでそれぞれモニターになっていただいて、意見交換をさせていただいているという制度でございます。

それから、その下の2番、アンケート区政モニターというのですが、こちらは、先ほどもありましたが、若年層の方々や勤労世帯の方々を含む幅広い層の区民の皆様からご意見をいただくために無作為抽出によるモニターの抽出をさせていただいております。その方々、1,000人の方々をアンケートモニターということで1年間登録させていただきます。その方々に年4回郵送により区の事業に関するアンケート調査を実施しております。その結果を集約、分析したうえで、区政運営に反映させていくというもので、こちらも1年ごとにやっております。こちらは、平成16年度から実施しております。それまで年3回のアンケートにご協力いただいていたものを平成20年度からは4回に増やすとともに、モニターとして登録をしていただく方の数も600名から1,000名というふうに拡大をいたしました。その上でこちらの実績としましては、平成23年度から毎年1,000名の方々をアンケートモニターとして抽出させていただいてお願いをして登録をさせていただいているという事業でございます。

それから、個票の2枚目、②というところで、これは区民意識調査というこういう制度でございます。こちらの区民意識調査は、これも区政運営の基本となる区の重要な課題に対しての区民の皆様のご意向やご要望など、それから区民の皆様の生活意識を把握させていただいて、これも区政運営に反映させるということで、年1回実施している調査でございます。

この調査内容につきましては、経年調査ということで、毎年毎年同じような形で居住意向であったり、生活における心配事、悩み事、それから区政への関心、それからご要望、それから選挙に関するものといった、この5項目は基本的に経年調査ということで毎年お聞きしています。

それから、毎年特殊調査項目ということで、それぞれ住民に即したテーマを毎年設定した上で、これからの施策に影響を及ぼすような項目を設定した上で、調査をしているというものでございます。

調査地域は、もちろん新宿区全域でありまして、調査対象は満18歳以上の区民の

方、2,500名を無作為抽出、毎年行っております。その方々に郵送により、調査票をお送りして、郵送により回収をするという、それを私どものほうで集約、分析をして、まとめていくという調査でございます。

こちらの取り組み状況ということで、下にございますように、これまでの内容や件数との推移などをご紹介します。

1番の区民意識調査、調査対象の拡大ということでもありますのは、平成24年度、御存じのとおり住民基本台帳法の改正がありまして、外国籍の住民の方も調査対象ということでさせていただきました。この際に調査票の日本語、英語、中国語、それからハングルの4カ国語版をご用意して、外国籍の方についても答えやすいというような環境をつくってきておるところでございます。

これまでの実績として、平成25年度の実績、昨年度の実績を載せさせていただきましたが、2,500人の抽出された方のうち日本国籍の方が2,252名、外国籍の方が248名というような形で、そのうち有効回収数が1,009人、回収率としては40.4%ということになっております。日本人、外国人別に回収率を見ますと、日本国籍の方は42%、外国籍の方は19%ということで、こちらの回収率が開きがあるような状態でございます。

それから、2番のところ、区民意識調査、調査結果の周知ということで、この調査結果を区民の皆様にお知らせするそのやり方についてでございますが、調査報告書、これは冊子の形で作成いたしまして、まずは事務用として庁内各課、区内各図書館に送付しております。それから、本庁舎1階の区政情報センターでも区民の皆様が閲覧できるようにさせていただいております。それから区のホームページ、こちらでは、PDFデータとして電子データを公開しております。こちらのホームページには過去の区民意識調査の報告書も検索できるようにいたしております。

この調査結果の要約版、抜粋された要約版も、こちらの平成24年度からは多言語対応ということで日本語、英語、中国語、ハングルの4カ国語版をそれぞれ作成して、同様に区内の各図書館、区政情報センター、それから、しんじゅく多文化共生プラザ、これはハイジアにあります区の施設でございますが、そちらでも閲覧できるようにしてございます。

それから、新宿区では、外国語版のホームページも作成して公開しておりますが、そちらでも電子データとしてPDFファイルを公開しているというような形をとって

おります。

平成25年度の実績ということで、こちらの区民意識調査の報告書、300部を冊子として発行し、要約版は1,100部、こちら日本語版が1,000部、英語、中国語、ハンガルの外国語版はそれぞれ30部、30部、ハングルが40部ということで発行しております。

こちらの区民意識調査の結果のこのデータの二次利用と言いますか、外部の方々にもこちらの結果を使って、いろいろな分析をしていただけるようにということで、回答データを、こちらのローデータというような形で、エクセルデータとして区のホームページでも公開しておりますので、外部の方もこちらのデータを使っていろいろな二次利用ができるというような、そういう取り組みを行っております。

それから、続きまして、3枚目の③の新宿区パブリック・コメント制度でございます。

こちら、パブリック・コメント制度は、区民の皆様の生活に大きな影響、広く影響を及ぼすような施策ですとか、あるいは計画などを決定する際に、決定する前に案の形で区民の皆様に公表してご意見をいただく、そのいただいたご意見を踏まえた上で、こういう施策、計画等の決定を行っていくということで、その際には、皆様から寄せられたご意見ですとか、それに対する区の考え方というのも公表していくという、こういう制度でございます。この制度によりまして、区の行政運営における公正性の確保、それから透明性の向上ということに努めております。区民の皆様の参画がより実質的なものとしていき、区民の皆様と区との協働による開かれた区政というものを推進していくという制度でございます。

こちらの取り組み状況につきましては、まず周知方法ということで、その下の1番のところですが、広報紙及びホームページにこちらの案を掲載して、それから区役所の担当課の窓口、それから私ども広聴担当課、それから1階の区政情報センター、それから区内10カ所の特別出張所等、そういう施設でも実際に案を閲覧していただけるようにしております。

この意見募集の期間ですが、新宿区パブリック・コメント制度に関する規則というところで規定をしているのですが、広報による掲載から2週間以上の期間としておりますが、これまで実際に区が行ってきたパブリック・コメントは、全部で17件の実施がありますが、そのうち12件が1カ月以上の意見募集、それから29日間、約1カ

月というのが3件、それから4週間というのが2件という形で、実際には2週間で上回る形での意見募集を行っているというような実績になっております。

意見を区民の皆様からいただくその方法につきましては、もちろん担当課等の窓口で直接意見用紙をいただくということもありますし、郵送での受付、ファクシミリ、それからホームページから発信していただくというような形であったり、それから、これも区内で実施しております「区長と話そう～しんじゅくトーク」という、そういう場でいただく場合もございます。それから、区で関係団体の皆様への説明会など、いろいろな場所でご意見をいただくというような形で、このパブリック・コメント制度の意見の募集というものを行っております。

その上で、3番の皆様からいただいた意見等の公表という形で、意思決定を行う際には、皆様からいただいたご意見、それから、そのご意見に対しての区の考え方、こういうものを広報紙、ホームページ、あるいは先ほどの案と一緒に担当課ですとか、いろいろな窓口でも閲覧できるように公表させていただいて、その上で、区の施策の決定を行っていくと、そういうような皆様のご意見を踏まえた上で決定をしていくという制度でございます。

次のページからは、このパブリック・コメント制度の実績に関してより詳しい資料などもお配りしていますので、時間の関係もありますので割愛させていただきますが、ご覧いただければというふうに思います。

それから、④、4つ目の制度ということで、区長へのはがき・投書による広聴というものを説明させていただきます。

区民の皆様からの声というものを広くお聞きして、区政の参考とするということで、区長へのはがきというものがございます。こちらは、本当にくらしのガイドでありますとか、そういうところにも実際のはがきを付けて皆様にお配りしていますが、そういうもので直接ご意見、ご要望、苦情等を受け付けたり、あるいは特別出張所ですとか、図書館ですとか、区の施設においても、はがきを置いてございますので、そういうところで投函していただくというものもございますし、それから直接私ども広聴担当課の窓口ですとか、そういうところでご意見をいただくこともございますし、区のホームページから、今は区民意見システムということで、インターネット対応のシステムになってございます。そういうところからいただくように、いろいろな媒体を使って区民の皆様からのご意見、ご要望、苦情等を受け付けておりま

す。こちらにつきましては、匿名でもいただくこともございますので、そういう場合を除いては、住所、氏名、そういうものを明記していただいている場合には、こちらから直接回答をするという制度でございます。ご本人宛てに回答をさせていただくという制度でございます。

下の票で取り組み状況ということで、管理の仕方をご説明しております。本当に昨今、行政需要が多様化しているという中で、本当にさまざまな媒体、先ほどの直接郵送でいただくご意見であったり、インターネットを通じてホームページからご意見をいただくような場合、そういうものに迅速に対応していくために、私ども区のほうでも、いただいたご意見などをデータベース化したりシステム化をしております。そういうシステムで、ご意見をデータベース化したりして、類似の案件などの場合には、迅速に対応できるようにしております。こういうようなシステムを導入しております。

ご意見をいただいてから、ご本人宛てにご回答するまでの進捗管理などもシステム上で行っております。こういう効率化を図って、行政需要の把握というものをきちんと推進していけるように努めているところでございます。

こちらに関しましても、平成25年度のいただいたご意見の件数ということで、投書でいただいたご意見が717件、これは区政へのご意見ということで、その中でも意見の中でいろいろなものに関して複数のご意見などをいただいたりしています。これを施策別に整理いたしますと、延べの件数で1,822件というような形でいただいております。こちらを、期限ということで2週間以内というような形でご回答するようにしておりますが、システムによる効率化などを図って、今はこの期限内回答率というものも67%というふうに、これまで期限を延ばして回答させていただいたケースもありましたが、この期限内回答率も上昇している状況でございます。

それから、2番のところ、このシステムの再構築、機能拡充ということも私ども努力しているところでございます。平成25年度末で旧システムが更新時期を迎えるということにあわせて、こちらのシステム改修と言いますか、システムの見直しを行って、今年度4月から新システムで動いているところでございます。こちら側のシステム改修により、より効率的に運営を行っているというようなところで、セキュリティ管理も暗号化等の対応策により、より万全なセキュリティ対策をとっているというようなところでございます。それから投書の受付、回答の場合にも、インターネットで受けて、インターネットでお受けしたご意見にインターネットでお返しするという、

そのような機能も新たに追加して、よりスピードアップを図っているというよう  
なところがございます。

それから、このシステムにより統計的にご意見を整理することで、いろいろな形で  
の皆様への情報提供、皆様からどのようなご意見が多くて、どのような施策  
に反映されているかというような、そういう統計的な処理もしておりますので、そう  
いう情報も皆様にホームページを通じて公開をしているという、こういう状況であり  
ます。

簡単ではございますが、以上で、私ども、広聴担当課からの説明を終わらせていた  
だきます。よろしくお願いいたします。

○辻山会長 ありがとうございます。

これによるともう一つ報告があるのですね。それでは、企画政策課長のほうから報  
告を受けます。

○企画政策課長 それでは、もう一つ、区民意見の把握、こちらにつきましても説明を  
させていただきたいと思っておりますけれども、「新宿区自治基本条例 関連制度・規定に  
関する個票」のNo. 2の①、②と、次の③です、こちらに記載されております。それ  
と、今回、資料としてお配りしてございますが、下から2番目の左側、クリップでと  
めてある資料、そちらに区民意見の把握ということで、景況調査と各施設利用アンケ  
ート、それから新宿区高齢者の保健と福祉に関する調査というのが3つありますけれ  
ども、そちらをご覧いただきたいと思っております。

今回は、区民意見の把握ということで、皆さん余りおなじみがないかもしれませんが  
けれども、一つは景気判断の調査です。それから、もう一つが施設利用の調査、それ  
から計画をつくる際の調査、その3つをご用意させていただいております。

まず初めに、景況調査です。こちらですけれども、こちらにつきましては、中小企  
業の景気動向を把握するために、平成23年度から区内の中小企業対象としたこうい  
った調査を四半期ごとに実施しているものです。景況調査の経過につきましては、的  
確な商工相談を行うための判断材料ですとか、産業振興策を策定する際の指針として  
活用しているものです。

これは何かと言うと、「D. I」と書いてありますけれども、新宿区中小企業の景  
況ということで、一番下に業況と書いてあります、これは経済全体の景気状態ではな  
くて個々の企業ないし産業の景気状況、「D. I」、Diffusion Indexということ



で、それぞれ企業にお伺いして、景気が上向き、それから楽になった、あるいは下降、苦しいというもので企業割合を出していただきまして、その増加～上向きから減少～下向きを引いた割合の数字のことで、プラスであればいいということなんですが、マイナスであればちょっと悪いというようなことです。そういったものをお示ししているものです。

こちらにつきましては、何に活用しているかということですが、四半期ごとに実施している景況調査で、かなり最近景気動向が悪い、売り上げの減少が経営上の問題として問題となっているということもございまして、こういった調査結果を踏まえまして、例えば売り上げ拡大、販路拡大を目的とした事業を支援するということで、地域産業の活性化を図るため、展示会、見本市に出展する費用の一部を助成する中小企業展示会等の出展支援助成金の事業を平成26年4月から創設しているところでございます。

こういった、中小企業の支援のために景気動向の調査を実施しています。

次に、施設利用のアンケートです。

こちらにつきましては、左上をホッチキスどめしていますが、例1、例2、例3とあって、まず1ページ目が、林芙美子記念館、こういった施設につきましては、当然ですけれども利用者に対するアンケート等を行っています。それによりますと、これは25年度の例ですが、アンケートを通年実施してまして、25年度は実績156件、満足度で言うと、満足とやや満足とが、大多数を占めているということです。意見については、こちらに書いてあるとおりですが、そのほか、下のほうにありますように受付職員が直接対応したご意見ということで、例えば入館料が安価で、建物や敷地内ゆったり見て回ることができたといった意見があり、それに対する対応等を記載させていただいているということで、こういったご意見をいただきながら、施設のよりよい利用の改善に向けて活用しているところでございます。

それから、3ページ目以降が落合第二地域センター、これは利用者懇談会の状況ですとか、利用者アンケート、それから管理運営委員会、これは地域センターを運営している管理運営委員会というのがございますけれども、管理状況というところでございます。

3ページ目には、落合第二地域センターの利用者団体懇談会、こういった懇談会をやりながら、登録団体からのご意見を伺い、あるいはアンケート調査なども行いなが

ら、改善に努めているというところでございます。

それから、6ページ目に、利用者懇談会の意見・要望一覧というのがございます。要望、意見などを伺いまして、それに対する対応、こういった形で記載させていただいておりますけれども、実際に、改善対応しているというところとなっております。

それから、13ページには、落合第二地域センターの利用者アンケート結果ということで、団体利用者、一般の利用者に対してアンケート調査なども行っています。

こういったアンケート調査を行いながら改善をしているということで、施設利用では、27ページ、これはグリーンヒル八ヶ岳という区民保養所等の利用者アンケート等、こちら利用者からのアンケートを取りまして、例えば32ページなどですと、これは旅行会社等のホームページで、ホテルに対するいろいろな意見、口コミ等が出ていまして、それに対してホテルから回答、改善していきますということで出ていますが、同じような形で、例えば食事の時間がきっちりしている、終了時間がもう少しゆったりしているとよい、アナウンスいただくのはよいけれどもプレッシャーがかかりゆっくりできず残念だった、自由に飲めるコーヒー等を置いてあるとうれしいですとか等々が書いてありますが、それに対して、食事の終了時間に関して、20時になったときに退室を促すようなことはしませんが、他の皆様も非常に同じ時間でご協力いただいておりますので、20時のご案内させていただいております。自由に飲めるコーヒーの設置の予定は今のところありませんですとか、等々、回答をさせていただいているというところです。

あとは、例えば37ページです。これはホームページに記載させていただいているアンケートのご意見と対応でございます。

施設利用に関しましては、アンケート調査、それから実際懇談会等々開催しながら、施設の改善等に努めている、あるいはコミュニケーションを図っているというところとなっております。

それから、最後になりますが、高齢者の保健と福祉に関する調査ということで「新宿区高齢者の保健と福祉に関する調査報告書（概要版）」をつけさせていただいております。

これは何かというと、27年度に「新宿区高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画」という計画を策定する予定となっております。これは、高齢者の福祉施策の体系を示す計画となっておりますので、介護保険事業につきましては、同様に介護保険

の体系を示す計画となっています。法定計画で、市区町村に策定が義務づけられているものでございますけれども、こういったものを策定するに際して、アンケート調査を行いながら、実際に策定していくというところとなっています。

例えば、報告書の概要版4ページをお開きいただきまして、介護が必要になった場合の生活場所、あなたは介護が必要になった場合、どこで生活を続けたいと思いますかという問いに対しては、一般高齢者、それから介護保険等を受けていらっしゃる方、可能な限り自宅で生活を続けたいという意見が多くございました。

それから、8ページ、これも同じような質問なのですが、最期を迎えたい場所というところで、あなたご自身の最期はどこで迎えたいと思いますか、やはり自宅が一番多いということで、これは地域でのなるべく自宅で療養できる、あるいは介護もできる、地域包括ケアシステムと言っていますけれども、そういった地域で介護、あるいは病気の療養をできるような仕組みづくりをこういった計画に反映させてつくっていくために、こういったアンケート調査を使っているというものでございます。

こういった区の行政計画をつくる場合には、今回は一例として高齢者の計画を挙げていますが、そのほかの計画につきましてもアンケート調査を行って、それを計画に反映させていくところでございます。

説明は以上となります。よろしく申し上げます。

○辻山会長 ありがとうございます。

以上で、今日の検証項目の1「区民ニーズの的確な把握」と検証項目2「区民の意見把握」のところが終わったということですね。

ここで、質疑及びご意見をいただきながら、先ほどの課長の説明では、評価シートに書き込むということも仕事になっているようでございますけれども、たくさんのごことをしなければいけません、まず、今までのご説明を受けて、ご質問等ありましたらどうぞご自由になさってください。どうぞ。

○古澤委員 小さいことですが、最初の区政モニター制度、これは2種類あって、区政モニター会議とアンケート区政モニターということなんですが、区政モニター会議の報告書というか、そういうものは出ているんですか。ここにはないですけども。

○広聴担当課長 広聴担当課で記録をとっております。その会議録というような形ですとっておりますので、冊子として発行という形はとっていないのですけれども。

この全体の広聴担当課で出しております「新宿区の広聴活動」というようなものの

中でモニター会議についての会議の概要などもご紹介しているという形です。

○古澤委員 何か、モニターアンケートも、1年で4冊出て大量なんです。見るほうも大変で、お役所のお仕事には結構なんですけれども、一般の方に結果をお知らせするなんていう面から考えると、モニター会議、アンケートモニターも、みんなひっくるめて概要版みたいなものを考えてはどうでしょうか。

○広聴担当課長 それが「新宿区の広聴活動」という冊子でまとめてご紹介しているということになります。

○古澤委員 もう既にあるわけですね。わかりました。

○清水委員 私の会社はコンサルティングの会社で調査もやっているんです。お客様先に行って調査をするんですけれども、こういうものは、調査をしたからには、解決策、問題点はこれだということをお宿区としてつくっていただくのがいいのかなと。今見ているところ、そういうものはなくて、多分これ受け手としてはやりっぱなし。アンケートに答えるんだけど、その結果が恐らく新宿のいろいろな制度、政策には反映されているんだと思うんですが、それを具体的にこういうところをくみとってやりましたということが余り見えない。なので、そこは、ぜひ入れてほしいなど。新宿区として、担当課としては、なかなか難しいと思うんですけれども、やっぱり問題点、今あったように問題点はこれですと。じゃそれに対して、こういう方向で考えていきますみたいな、具体的な策じゃなくもいいんですけれども、こういうことを区としては検討しますとか、こういうところに重きを置きますみたいなことがあると、すごくいいのかなというのが、これを読んでいて思ったところです。意見です。

○伊藤委員 ちょっとお伺いしたいんですけれども、アンケート区政モニターが無作為に抽出して選んでいるというお話だと思うんですけれども、ちょっと回答者の属性のところを見ると、年齢によって結構偏っているなというのがあって、例えば20歳から24歳とか2.3%しかいないんですけれども、35歳から39歳とかになると10%を超えてくるみたいな感じで、結構年齢によってばらばらになっているというのがあると思うんですけれども、無作為にとりあえず送ってみて返ってきたものをもとにつけているのか、それとも年齢というの、ある程度人口の比率とかに基づいて、大体人口と同じ比率になるようにして選ぶように意識をされているのかとか、そのあたりというのは実際どのような。

○広聴担当課長 実際には、抽出した時点ではもちろんその比率にあわせて抽出された

上で協力をお願いをするんです。それに対して、協力していただける、賛同していただける方の比率が実際のこの1,000人の内訳という形になります。

○伊藤委員 ということは、若い人は余り賛同しないということですかね。

○広聴担当課長 実際には、そういう方たちのご意見もいただきたいということで抽出をした上でご協力をお願いはしているんですが、確かに実際に結果的にご協力していただける方というのは、ある程度年齢層の高い方が多いという実態はございます。

○伊藤委員 最後に、意見なんですけれども、なるべく今後もこういうアンケートとかとれると思うんですけれども、方向性的に、若い人の意見もすごい大事だと思うので、イメージとしては、夜中にコンビニで金髪でしゃがんでいるような人たちも答えられるような、そういう意識をしてアンケートをとっていただけると、そういう人のほうが、僕は結構困っている人ってすごい多く見ているので、そういう方の意見もとれるような感じにするとちょうど若い人の意見も入るのかなと思うんでよろしくお願ひします。

○広聴担当課長 はい。

○辻山会長 吉川委員。どうぞ

○吉川委員 個人情報保護ということで、匿名の方についてのご説明をもう一度お願いいたします。

○広聴担当課長 アンケート調査に関して、ご回答いただくときには、アンケートモニターの方というのはもともと登録済みの方ということでご回答いただいておりますが、区民意識調査ですとか、無作為抽出で行うような調査の場合には、回答をしていただく際には、個人が特定できるような情報はない状態で回答していただいております。無記名ですし、もちろん万が一個人情報、個人が特定されるような状況がある場合には、それはチェックをしていますので、調査票を、その上で、きちんと個人が特定されないという状態で統計的に処理をしていると、そういうものでございます。

○吉川委員 もう一つ、区長さんへ直接はがきを出す制度もあるわけですね。その場合、また匿名で来ることがあるのでしょうか。

○広聴担当課長 もちろんございます。それは投書をされる方の自由選択で、記名される方も匿名の方もいらっしゃいます。ただ、匿名の場合というのは、こちらからのご回答が直接ご本人にはできないという部分がありますけれども、もちろんそれは自由に選んでいただいた上でご意見をいただいております。

- 吉川委員 では、お名前は示すことできないけれども、問題点というのは公開するというところでございますか。
- 広聴担当課長 実際に、この区民意見システムの中では、お名前ですとか個人の情報を出していただく、出さないでいただくというのも自由ですし、その後いただいたご意見を私どもで、いろいろな部署で共有させていただくことについても、同意をいただく場合と、それから全く部外秘にしてほしいというような場合もご意見をされる方を選んでいただいています。共有してほしいというような形でご意見をいただいた場合には、区の庁内ではその情報を共有して各部署が活かしていくというような利用の仕方をしております。
- 吉川委員 わかりました。
- 辻山会長 どうぞ斉藤委員。
- 斉藤委員 外部評価委員をやっている者なのですが、どうしても外部評価的な考えをまだごちゃごちゃになって、この間やったばかりなので。とりあえず、我々は外部評価ですけれども、これらに関して、皆さんはどのように内部評価されていますか。
- 広聴担当課長 今、私ども、広聴担当課でこの意見把握ということで出している事業に関しても、先ほどの意識調査の場合、回答率の向上を目指しての取り組みをやってきておりますし、それから区民意見システムなどのシステムの改修改善ということで効率化というものを目指しております、十分取り組み積極的に実施されていると内部評価をしているところでございます。
- 斉藤委員 我々は担当でないのだからわからないのですけれども、今年はその外部評価はどちらかがやっているわけですか。
- 広聴担当課長 私どもの事業についての外部評価というのはありませんでした。
- 斉藤委員 そうですか。ありがとうございます。
- 辻山会長 樋口委員どうぞ。
- 樋口委員 2点ほどですけれども、アンケート区政モニターのほうで、先ほどお話しがありましたけれども、結果として、実績、男女、しっかりあれで1,000名というのがぴったり返って入っていますけれども、これ、先ほどおっしゃったように、投げかけて、そしてそれに登録してくださった方が1,000名という意味ですよ。
- 広聴担当課長 はい。
- 樋口委員 そうしますと、投げかけた人数とかというのはもっとどのぐらいの感じで、

そのうちどのぐらいの割合で1,000名の方に落ち着いているのかというのはどんな感じでしょう。

○広聴担当課長 申しわけありません、実際に抽出してご協力の依頼をしている件数というのは、今手元に持ってきてないのですが、もちろんこれより多い数をお送りして、結果的に、そうですね。

○樋口委員 それから、もう1点ですけれども、パブリック・コメントですけれども、資料を拝見して、平成21年度から始まったということでもよろしいのでしょうか。

○広聴担当課長 いえ、パブリック・コメント制度自体は、平成14年度からやっております。実績として紹介させていただいているのは、過去5年間ということになります。

○樋口委員 これを見ると本当に年度によってすごく募集した項目が多いときと、少ないときとかあるようで、それから、案件によっては、とても寂しいのもありますけれども、これまでの経過として、だんだんこういうものに出してくる区民の数は傾向として増えているのか、少しマンネリ化してきているのかとか、それについて担当としては、何かお感じになることとか、工夫してきたこととか、そういったことはおありになるのでしょうか。淡々としていらっしゃいますか。

○広聴担当課長 もちろん、これ案件の内容というのは、それぞれの所管でパブリック・コメントをかける案件というのによって、区民全体の関心度の差というのはもちろんございます。ただ、私どもとしては、広い影響度が本当に区民の皆様の生活に深くかかわるようなことということでパブリック・コメント制度というものを運営と言いますか、推進をしておるもので、私どもが実際に手続に直接関与しているということではないんですが、こういう統計的に分析をしている中では、区民の皆様の関心度が低くなっているということは決してないと思っています。ただし、確かにジャンルによって、関係する方と言いますか、関心を持たれる方に差が出るというのは、これは、いたしかたないことなのかなとは思いますが。

○樋口委員 すみません。不勉強で申しわけございません。これパブリック・コメントにかける基準というものは、どんな形で計画類とか、いろいろありますけれども、区としては。

○広聴担当課長 明確に、具体的な列挙をして、こういうものをかけようとかということではないんですが、基本的に、区民の皆様に影響の出るような施策の決定ですとか、

行政計画の策定というものに関しては、きちんとパブリック・コメント制度をかける、これは庁内でも、そういう検討する場というのはございます。パブリック・コメントをかける、かけた結果がどうだというのは、庁内でもきちんと意思決定をしていますので、その上で限定的にこれはパブリック・コメントをかけるというふうに列挙されているわけではないですけれども、本当に幅広く区民生活全体にかかるようなものと判断されるものに関してはパブリック・コメント制度を実施するという規定にはなっていないです。

○辻山会長 はい、安田委員どうぞ。

○安田委員 基本的なものをちょっとお聞きしたいんですけれども、今、アンケートの抽出というものは区民、区民という言葉で、区民が対象になっていると思うんですけれども、区民と住民というのは、自治基本条例でも議論されました。その中で、どのように抽出するのか、比率とか、そういう部分、先ほど伊藤さんからもあったと思うんですけれども、区民を全体でひっくり返すのか、住民との意識というのとじゃ、若干アンケートの質問によっては違ってくると思うんですが、この差というもののデータはというのはどういう整理をされておるのでしょうか。それとも、あくまでも区民でくくっちゃうのでしょうか。

○広聴担当課長 実際には、住民登録をされている方の中から抽出という形をとっています。その際に、地域ですとか、それから年齢ですとか、性別とか、そういうものの比率は区全体の中からその比率の上での配分で抽出をするというのが無作為抽出のそういう抽出方法が統計上あるんですけれども、その上で抽出するんですが、もちろん基になる母体というのは、住民登録の住民基本台帳が基になっています。

○安田委員 わかりました。

ということは、区民じゃなくて住民としてのアンケート調査であるということですね。

○広聴担当課長 はいそうですね。

○安田委員 先ほど区民、区民と言っているけれども、私は住民という部分の中でアンケート調査を実施したと、これが実態だと思うんです。

○広聴担当課長 はい。

○安田委員 ですから、これからその辺をどのようにしていくか、区民というものの中で、自治基本条例も区民の定義がありますから、それをどのように対象にするのか、それとも今までとの延長線で住民登録された住民を対象にしてアンケートを継続する



のかという問題、その辺も含めて、少しアンケートのやり方というものが変わってくるかもしれないし、回答が変わってくるかもしれない。この辺などは逆に言えば、私自身は興味がある、テーマによって随分意識が違ってくるという気がいたします。

○辻山会長 はいどうぞ。

○吉川委員 その問題について、条文の中に、地域の解決ですか、課題、これを区民で協働でやるとかという文言が出てきますけれども、今おっしゃったように、区民との幅が広いんです。地域の問題を解決するために、例えば、ちょっと足かせでいる区民がそんなに真剣に考えることができるか、本当は、やはり税金を払って定着している住民が解決するべきであって、そこら辺がすごく抽象的で、ただ区民、区民となっているので、真剣味が伝わってこないんです。

○國谷委員 外国人の件でちょっとお聞きしたいんですけれども、区政モニター会議、モニターに関する事、あるいは意識調査に関する事、外国人の取り扱いの件なんですが、特に区民意識調査の件は、新宿区というのは国勢調査のレベルだと2万人を超える、ただ実際には3万人以上が住んでいるということなんですけれども、そのうちの19%の回収率だと思って、ちょっと余りにも低いかなと、で、この外国人の意識、あるいは外国人の生活をどうしていくか、区民生活をどうしていくかというのは、やはりこれがもとになっているわけですから、やはり率を上げるということ、実際に、人数を上げていくことが必要ではないかと思います。

それで、あとモニターの件なんですけど、外国人の扱いはどうなっているのかと、ちょっとこれじゃ読みきれないんですけれども、ぜひ、外国人の意見、要望等をとっていただいて、それを区政に反映していく、清水委員が先ほど申されたとおり、モニターをするなり、あるいはアンケートをするなり、意識調査をするというその先が大事なんで、すること自体が目的であってはならないというふうに思いますので、ぜひ外国人に対する取り組みをもう一回ちょっと考えていただければなというふうに思います。よろしくお願いします。

○辻山会長 ちょっとここでご提案がございます。

実は、もう一人の課長さんがずっとお待ちなんですよね。それで、先ほど来提出されているこの検証会議の検証の仕方についての議論、これを今日やりますと、時間がオーバーするということになって、悪しき前例をつくることになってしまいますので、私の提案ですけれども、次回まとめてこの検証の進め方について議論するというようにして

いただいて、今日は、おいでいただいている情報公開などの課長さんに説明をしていただいで、今、見ている、たくさん質問事項があるようですので、最低限ご報告を受けて、そして質問をさせていただくという時間は確保したいというふうに考えていますが、課長それは、次回についてはそういうのでいいですか。

○企画政策課長 ちょっとまた相談させていただきたいと思います。

○辻山会長 いうことで、お二人にはそろそろというふうに思いますが、最後に一つだけいいですか、私のほうから。

この区政モニター会議にせよ、アンケート区政モニターにせよ、政策が始まったのは昭和45年度、それからもう一つは平成16年度からというふうに説明がございました。継続してきたわけですよ。これが途中で自治基本条例が制定されたことによって、何らかの影響を受けたのか、あるいは見直しなどが行われたのか、そこら辺はいかがでしょうか。

○広聴担当課長 直接自治基本条例によってという形ではないかもしれませんが、常に、課題の把握でありますとか、この制度の運営に関しては課題意識を持って、改善には努めてきておりますので、それが新宿区のほうで自治基本条例が制定されたのと同じタイミングでということではないかもしれませんが、今後も私どもは、先ほどもいろいろ、今日もご意見いただいておりますので、区政モニター制度については、今後も改善の努力は怠らないようにしていきたいと思っています。これは、自治基本条例にもちろん即してやっていくつもりでございます。

○辻山会長 ありがとうございます。

それでは、そういうことですので、お二人にはここで終わりにさせていただきます。ありがとうございます。

はいどうぞ。

○企画政策課長 皆さん、ハンドブックをお持ちでしょうか。今の説明につきましては、第12条、区の行政機関の責務というところでして、そちらをご覧くださいますと、「区の行政機関は、区民に最も身近な行政機関として区民ニーズの的確な把握に努め、みずからの判断及び責任のもとで職務を執行するものとする。」という条文の趣旨に従って、きちんとモニター制度が行われているかということをご確認してもらいたいと思います。それから2つ目として、「区の行政機関は、多様な方法により、区政運営に関する情報をわかりやすく区民に提供する等、区民への説明責任を果たす

ものとする。」ということで、わかりやすい情報の提供や説明責任が果たされているかというものと、15条に情報公開というのがございます。こちら読み上げさせていただきますと、「区の行政機関及び議会は、区民の区政に関する情報を知る権利を補助し、これを積極的に公開することにより、区民との協議を図るものとする」という条文の趣旨です。

もう一つ16条、これは個人情報保護となりますけれども、「区の行政機関及び議会は、その保有する個人に関する情報を保護し、これを適切に管理するものとする」、この条文の趣旨がきちんとされているかということを検証していただくということになります。

会長、お願いいたします。

○辻山会長 はい。今、課長のほうから説明がありましたように、この後は、今ご紹介のあった3条分について、区政情報課長さんに来ていただいておりますので、ご説明をお願いしたいと思います。

○区政情報課長 区政情報課長の村上でございます。

それでは、今、お話しございました区民への説明責任、それから情報公開制度、個人情報保護の制度、これを私のほうから説明をさせていただきたいと思います。

○区政情報課長 皆様のお手元に、個票が配付されていると思いますが、この個票に沿って説明をさせていただきたいと思います。

まず、区民への説明責任、区政の情報をわかりやすくといった点では、当然私ども区政情報課以外にも、各事業担当課から、いわゆる各制度の手引き、ガイドブックのようなものも当然出しておりますし、事業のご案内等々もやってございます。区全体の中でといった点では、私ども区政情報課でいろいろと情報発信を積極的にやらせていただいているところについて、説明をさせていただきたいと思います。

まず、No. 3-①です。

「広報しんじゅく」、「くらしのガイド」の発行・配布といった個票がございます。こちらで、ご覧いただきますとおり、当然「広報しんじゅく」、ペーパーによる区民への情報伝達のツールとしては一番大きな私どもの情報伝達の手法といったことになります。また、転入していらっしゃる方々等々に、新宿区全体の概要を知っていただくためのくらしのガイド、これも大きな一つの情報提供のツールということで、私ども区政情報課でここに記載のとおり、制度・事業の概要のとおり発行させていただ

ております。「広報しんじゅく」は月3回、5日、15日、25日の年36回です。1回が今14万5,000部ほど発行させていただいております。「くらしのガイド」につきましても、隔年発行となっております。昨年作成をして、ことしの4月から26万部を作成し、21万部を各戸配布をさせていただきました。残りは、来年度いっぱいまで、転入してくる方々への分としてキープしてございます。

それで、23年4月以降の取り組みといったことで、3項目記載してございます。

1つは、「広報しんじゅく」について、日刊紙をとっていらっしゃる方は折り込みで配布をさせていただいているわけですが、そのほかは施設であるとか、コンビニ、公衆浴場、駅、郵便局といった身近なところで手に入れていただくような形をとってまいりました。しかしながら、なかなか高齢になられて外にも出にくくなるといった状況も昨今出ておりますので、個別配布を開始させていただいております。実際には、23年4月以降、少しPRをさせていただきまして、現在約2,900部弱までポスティングの数が伸びてきておりまして、新聞等をとらない方がふえているといった影響もございますけれども、そういったことで、手に入りやすく配布できるような形をとってきてもらいます。

それから、「くらしのガイド」につきましても、26年4月に配布をさせていただきました。前回の23年度に作成して配布した分につきましても、実は年度末に配布をしたということもあって、2カ年度の記載になってございました。いわゆる年度の切り替えのときに今年度の連絡先はここで4月からはこちらにといった、ちょっとわかりにくい表現になっていましたけれども、そのやり方を改善いたしまして、作成と配布の年度を分けまして、4月1日以降の情報に特化して、今回は統一した形で発行させていただくような形をとってございます。

それから、「広報しんじゅく」であるとかガイドの部分ですが、視覚障害がある方々への情報の伝達的手段としては、ここに記載のとおり、カセットテープ、電子版、それからCDといった選択肢を随時拡大をしてきてございます。なるべく視覚障害がある方にも情報をお届けできるようにといったことで、だんだん数をふやす、種類もふやすといった取り組みを進めているところでございます。

ガイドは一番最後に記載のとおり、先ほど言った年度替わりのわかりにくい記載というのは工夫するほか、特に震災の関係については、前回、今回と、巻頭の特集のページを設けて、区で重要な対応といったことで、区民の皆様にしっかりお伝えできる

ような、そういうような巻頭からの取りまとめの特殊ページもご用意するなど、防災カードもとじ込みながら、ご活用いただけるような対応をとってございます。

次に、1枚おめくりいただきまして、No. 3-②です。

もう一方では、ペーパーによる伝達のほか、ホームページ、それからツイッター・フェイスブック、SNSといった情報手段、そのほかにしんじゅくノートというのがこちらに記載ございますけれども、しんじゅくノートと申しますのは、民間の新宿専用のサイトを民間が作成し運営するといったところに行政情報をリンクしながら、地域の情報を協働方式でその事業者と一緒に掘り起こし、情報を発信していくといったことに民間事業者にやっていただいています。実際には、数年間、区から、基盤をつくるための財政的支援を3カ年ほど行いまして、今は、自立採算に移行して運営をしているところでございます。

ツイッター・フェイスブックにつきましては、23年の3.11の発災後、ツイッター・フェイスブックによる情報伝達が有効だといったことがはっきりとわかりましたので、区としても、発災の翌月からまずツイッターを開始をしております。それからフェイスブックは1年おくれまして、翌年度、始めさせていただきました。当初は、緊急の情報発信手段ということで導入いたしましたけれども、現在は、いろいろな気象情報も含めた防災情報も当然伝達手法として使っておりますけれども、いわゆる区政の情報です。イベントの情報であるとか、まちのお祭りの情報といったことも含めて、情報発信をさせていただいております。

ホームページにつきましては、ちょうど、10月1日にリニューアルをする予定でございますので、現在お手元に旧のトップページのハードコピーをお配りしてございますが、これが全面的に入れかわるといった形で、現在、ウェブアクセシビリティと申しまして、実は総務省から話が出ております、いわゆる高齢者であるとか、障害がある方々にもしっかりとホームページをご覧いただけるような環境を整備するといった方向性に基づいて、今整備をしております。例えば、音声できちんと画面を音読したときに、途切れることなく音声で伝達できるようなページづくり、それから弱視の方々にもしっかりと見えるコントラストであるとか、グラフの工夫、それから、もう一つは、従来は階層が深くて、なかなか情報にたどり着けないといった点を改善するため、今回は階層を浅くし、情報にたどり着けるまでの時間と申しましうか、手間をできるだけ簡便にしようと、こういったコンセプトに基づいての改修作業を行って

いるところでございます。10月1日のリニューアルオープンに向けて、今最終の詰めをしております、そういった状況でございます。

こちらに記載のとおり、取り組みの内容でございますけれども、ご覧いただくようなアクセス数の推移を見てございまして、これらを踏まえて、今改修作業をさせていただいております。昨今は、ご意見を随時いただくたびに、トップページの改修、バナーのつけ方等々を改善をしまして、できる限り階層を浅くしながら、ページにたどり着けるような工夫はさせていただいております。実績としては、訪問者の数がふえる中で、個別のページ、開いていただくページの数というのは、そんなに増えてこない、要はページを3つも4つも開かなくてもたどり着けるような状況が徐々に生まれつつあるというところまで今来ておりますけれども、さらにそれを推し進めるといったことにさせていただいております。

それから、しんじゅくノートについては、まさに区民レポーターであるとか、学生記者というのを活用して、地域の本当に生のネタを掘り起こしていただいて、情報発信していただいておりますので、随時連携しながら区の行政情報も織り交ぜて、地域の方にご活用いただけるように運営をしております、毎月、2度ほど、この運営会社とは打ち合わせ、ミーティングを持ってございまして、情報連携をさせていただきながら、運営を進めさせていただいているところです。

ツイッター・フェイスブックも、ご覧いただくとおり、フェイスブックの登録が若干少な目なんですけど、今日現在で437といったところでした。ツイッターは、約5,000ほど、今見ていただける方がいらっしゃる状況でございます。ツイッター・フェイスブックは、冒頭に申し上げたとおり、最初は防災情報の活用といった点で導入していると言ったこともございますけれども、今は、ある意味、区民に幅広い情報発信の手段としては有効だということもございまして、今後も積極的に活用していきたいというふうに考えてございます。

また1枚おめくりいただきまして、No. 3-③です。ケーブルテレビを活用した広報番組の作成です。

御存じかと思いますが、JCNみなと新宿、今JCOMに変わりましたが、その地域のケーブルテレビで、まちの魅力の発信であるとか、区政を知っていただくために「こんにちは新宿区長」という番組をこれまで放映をさせていただきまして、今年度から「わたしのまち新宿」といった地域のそれぞれのエリアのご紹介をできる

番組も追加をして今進めさせていただいているところです。

視聴者の拡大については記載のとおりでございます、徐々に増えつつあると、これからJCOMのエリアのネットワークの中にこの番組の放映が入っていきますと、もう少し大きな幅で広がっていくのかなというふうに期待をしているところでございます。

放送枠の拡大も記載のとおりでございます、先ほど説明したとおり、4本から12本まで番組の本数を増やして、今年間を通した放送枠で情報発信をしているといった状況でございます。

続きまして、情報公開条例の関係でございます。No. 4の個票でございますが、情報公開につきましては、これまでも区の条例に基づいて積極的な情報提供に努めてきているところでございますけれども、23年4月以降の取り組みとして一番大きなのは、25年7月に、従来は区の関係者、区民であるとか、在勤であるとか、いわゆる利害関係者と言ったある意味情報公開の請求ができる方々を特定をしてございましたけれども、25年7月には何人もと、誰でも情報公開請求ができるといったように、条例改正をさせていただきました。さらに、これにあわせて、当該年度、いわゆる電子申請サービスを利用した請求ができる、それからファクス申請ができる、請求方法の拡大をしてございます。それから、公開方法の拡大としては、最近電子データで欲しいといったニーズが強く出てきてございますので、光ディスクでの交付を導入いたしました。現在またUSBの要望が上がっておりますので、今年度USBを導入するべく、今年度末に向けて規則改正の準備を進めているところです。

実績につきましては、別紙にございますとおり、23年度が145件、24年度が255件、25年度が232件といった形で、200前後の数を各年度ご請求をいただいております。

続きまして、No. 5、個人情報保護条例でございます。

こちらは、情報公開と表裏一体と申しまししょうか、プライバシーの保護というのが大変重要なことでございますので、情報公開を積極的に行う一方で、個人情報をしっかりと保護するといった対策を私どもで講じているところでございます。記載のとおり、条例に基づいた個人情報の取り扱いのルール、これは国が法令を定める前に、新宿区は条例を制定し運用してございますので、そういった面では、ある程度成熟してきている中で、私どもでは、今、最も憂慮している点が、個人情報の漏えい事故、その防止を24年から取り組んでございます。特に、24、25と、ことしも開催をしまし

たけれども、全課長を呼びまして、私のほうから漏えいの事故につながるような軽微な点の事例も含めた研修会を行ってきました。2年目は庶務担当係長、今年の実務担当者を対象に、3階層で漏えい防止に向けた取り組みを、事例検討ですね、重点的に行ってきています。個人情報保護条例につきましては、自己情報の開示請求といったことが行われるようなことがございますので、情報公開制度と一緒に、光ディスクでの交付を今回導入してございます。特に、昨今、自己情報の開示請求ではDVの関係で、ご自分の情報が誰かに知られてないかといったことを情報開示してほしいといった請求が増えてきているといった状況でございまして、一応、その件をご報告をさせていただきます。

実績につきましては、附属の件数表のとおりでございます。

大変雑駁ですが、3件につきまして、説明をさせていただきました。

○辻山会長 ありがとうございます。

それでは、ここからは質問等をしていただくこととなりますけれども、何かご質問があったらどうぞ。

伊藤委員。

○伊藤委員 ご質問があるんですけども、私たち若い世代は、インターネットを通じての情報を得るという機会ぐらいしか多分紙はほとんど見ない世代です。ちょっといろいろすごいっぱい質問させていただくことになって恐縮なんですけれども、まず、ホームページの効果測定の方法がNo. 3-②に書いてあるんですけども、ここにPV（ページビュー）数とか、あと実際に来た人の数が書いてあるんですけども、今って指標というのはこれしかないんですか。例えば、属性とかというのにも結構よると思っていて、どこの地域から来ているかというのにも結構重要なんですよ。というのも1万人来ていますという話しでも、本当に住民が30万人いて1万人来ているかという、ちょっと多いかなというのが感覚としてありまして、属性を実際どうなのかなというのがまず気になっておりまして、あと、実際、こちらの書き方だと、何か改善したというような感じにもとれるんですけども、何か僕が見た感じだと、実際、ホームページに来て、見たページの数が減ったということだと思ってしまうんですけども、個人的に望ましいと思うのは、ホームページに来たときに、例えば、ほかのお祭りの情報とか何かイベントがあって、それを見て、どんどんおもしろいなっていうことで回遊というんですが、いろいろなページに行くというほうがむしろ重要なのかなとい



うふうに思っています、そこら辺の指標がどういうふうに決まっているのかなというのをちょっと気になっております。

あと一番聞きたいところなんですけれども、実際にこれって効果を見るときに、じゃ1回見たら幾らかかっているのかとか、そのあたりの効果測定が出ないと、多分根本的には余り意味がないんじゃないかなと思っています、実際、ここが1クリックで幾らだということになれば、どんどん効率をよくしていくということで、広報ができましたということになると思うんですけれども、そこら辺の指標というのが、ここに書いてなかったので、この辺がどうなのかなということです。

あとちょっと、もう一つだけなんですけれども、フェイスブックとか、ツイッターとか、ソーシャルメディアをやられていると思うんですけれども、結構そこも重要だと思っていますし、僕もこの会議を知ったというのは、実はソーシャルメディアから知りまして、ここは二十代にとってはすごい生命線なのかなと思うんですけれども、フェイスブックというのは「いいね」とやっぱやらなきゃ、これって多くないほうだと思えます。340は余り多くないなというふうに感じまして、この辺というのが、今って僕が自分で新宿区って調べたからわかったんですけれども、調べないといけないのかというところがありまして、フェイスブックだったら住んでいるところによって広告が打てるんで、そこに広告を打てば、多分調べなくても出るようになるんです。そうすれば、すごくいいなと思うんですけれども、今広告はそもそもあるのかということと、今後、広告を打っていく予定があるのかということをお伺いしたいです。

以上です。

○辻山会長 はいお願いします。

○区政情報課長 それでは、まず属性の部分ですが、それはまさにご指摘のとおり、今、その視野について確認をしていないといった現状ですので、どちらから訪れていただいているかというところまで追っかけていないといった現状があります。その辺で、一つの大きな課題だという認識は持っていますけれども。

それから、指標について回遊をしていただく、それまさに今回のリニューアルのときにひとつ大きなテーマとして検証事業者とも問題になった点でございます。その辺も回遊できるような形の情報というのをどうつくっていくのかというのが一つ知恵の絞るところということで、今回いろいろな工夫をちょっとしてみたんですけれども、実際には、オープンしてみた中で、その辺を拾って行って見ていくしかないだろうな

というのが、現実的な私どもの今のスタンスとなっていますので、確かにご指摘のとおり、しんじゅくノートのほうは回遊性を重視するといったところで作っていただいていますし、運用もしております。そこら辺を重要なポイントとして、しんじゅくノートは運用していただいていると。私どもの場合については、そこまでおもしろみのあるものをきちんとご用意できるかどうか、行政の情報というと、どちらかというところから一方的に伝達する情報ですから、制度を知っていただくといった情報のボリュームが非常に多いものですから、その中で、どういうふうにやっていくのか、そのためには、例えば引っ越ししてきて暮らし始めるには何が必要ですかというカテゴリで情報をまとめてお見せするような見せ方、それでどんどん動いていってもらおうといった形が一つは方法としていいだろうといった形で、今そういうようなトップページの作り方を考えています。それが今月の半ばぐらいに最終決定する予定で今進めていますので、実際にそれをお使いいただいて、検証してみないと、それで本当に回遊性が高まっているかどうかというのわかりませんので、今後調べていきたいというふうに思います。

それから、費用対効果なんですけれども、リニューアル終了後は、大体1,000万ぐらいの管理コストの予定になっております。広告の件とあわせてご報告をしてしまうと、この10月から、広告バナーをトップページにご用意させていただく予定です。それに続いて、SNSの環境をどうしようかといった流れになってまいりますので、流れとすると、広告は踏み出すといったところですので、まず第一義的には、トップページで広告を打つといったことで、とりあえず今年度は半年間なので、大体300万程度の収入ということで、来年度600万ぐらいいただければ、いわゆる1,000万円のコストに対して600万ぐらいの収入、ただその管理経費が約200万出ますので、相殺すると400万の浮きですかね。年間で大体そういうようなのを目指して、大体取れるんじゃないかなという見込みは立ててはいますが、そういった形で費用対効果を上げていこうといった取り組みをしているところです。

それから、SNSの部分は、今はちょっとご説明したとおり、今、双方向になっていないものから、一方通行でやっております、拡散の度合いが極めて弱いというのが私どもも十分認識しているところで、極めて少ないねと、これどこの区の課長会で集まってお互いに話すと、特別なネタでもない限りは、大きく広がらないねというのは、やっぱり行政のネタはつまらないのかなと思いつつ、どうしたらいいんだろ

うというようないつも課長会で話しをしているんですけども、何かいい知恵がございましたら委員からもご提案いただければ積極的に取り入れたいと思います。

○伊藤委員 発言してくださいみたいな意見をインターネット上こういうところで、ソーシャルメディアで募集しない限り、多分20代は反響ないと思うので、そこで意見をくださいというのを一言書いていただければなというふうに。

○区政情報課長 はいわかりました。

○辻山会長 ほかに。

どうぞ、古澤委員。

○古澤委員 個人情報の保護制度でございますが、もう随分前から問題になっておりますが、地域が非常に高齢化して、お互いに支え、助け合いながらやりませんと、なかなか成り立たない。特に福祉、それから防災、要援護者の問題、ご本人が、もう公開していいというふうにおっしゃる方もう大部分なんです、私なんか個人的に言いますとね。助けてほしいですから、いざとなったら。そういうようなことを前提にして、この適用をちゃんと入れたとか、緩めていただく部分は区のほうでもお考えいただいているのか、どんなふうにお考えになっているか。

○区政情報課長 個人情報、特に防災の要援護者の地域での共有化という問題については、いつも、私どものところでも危機管理課とご相談をさせていただきながら進めているところですけども、基本的に、ご了解いただいた名簿については、地域で共有いただく、ある程度一定の範囲の中で共有いただくというところにつきましては、審議会にもご報告をさせていただいておりまして、実際には行っていただけるようになっております。

もう一方で、ご承諾をいただいている方って、いわゆる障害があったり、要介護度が高い方のうちのごく一部といった状況が実はございまして、全員の名簿というのは、私ども実は持っています。そういう……

○古澤委員 登録してない人はね。

○区政情報課長 登録されてない方の名簿も実はご用意してございます。これは普段から共有しているのは消防署と警察署、それから出張所に置いてございまして、それでいざというときには、個人情報の条例の規定で、個人の生命財産を侵害する、要は死に至るような危険が迫っている場合については、審議会に事後に報告することで活用できるという規定がございまして、いざというときには活用できるような方向で、

それはご用意はしてございます。

○古澤委員 民生委員や何かに知らせてない。

○区政情報課長 ええ、今のところは、その時点で今ご承諾いただいている方だけお知らせしているといった体制に整っておりますので、いざというときのための準備というか、その辺はしっかりと区もやっておりますので、そういった点で。

○國谷委員 民生委員は、もういただいています。町会、自治会にもいただいています。そういう状況です。

○辻山会長 それとはまた別のもっと広いリスク……

○区政情報課長 ご承諾いただけてない方のものも実は常に私ども用意してありまして、いざというときに出せるようにご用意は当然してあるといったところでご理解いただければと思います。

○辻山会長 吉川委員。

○吉川委員 試衛館ってあるんですね。新撰組の道場があったところですよ。その史跡の記念碑が立っているのですが、ビルの影に隠れてしまって道路から全然見えないのです。道路に案内板などでも立てて、ぜひ道路からわかるように改善していただきたいと思います。

○区政情報課長 具体的に場所とかわかりますか。

○吉川委員 場所は柳町の20番地です。市谷甲良町と柳町の境より柳町へ入った、柳町病院のあたりでございます。結構ファンがございまして、みんなどこだろうと探しに来るんです。

○区政情報課長 承知いたしました。

○吉川委員 それともう一つ、「広報しんじゅく」、これ印字が全部同じ四角四面ですが、大体縦横3ミリ、3ミリですが、何か例えば罫囲みの中とか、表の中とか、そういうところはもうちょっと文字の形を、例えば新聞なんか見ておりますと、縦3ミリだと横が3.5ミリになっていますね。そうするとちょっと平たい感じがして、すごく柔らかく感じるんです、紙面が。読みやすくするためには、文字の形も工夫したほうがいいんじゃないかという提案です。

○辻山会長 どうぞ。

○区政情報課長 一応、昨年からは、ユニバーサルデザインの文字フォームを導入させていただいてはいるんですけれども、ご指摘ございましたとおり、それぞれのパート、

パートで、適切な文字を使うようにできる限り調整させていただきます。

○古川委員 よろしくお願ひします。

○辻山会長 高野委員。

○高野委員 ケーブルテレビなんですが、よく区長が出ている何時という時間があるって、それは見るんです。それ以外の、目白大学での催し物だとか、申しわけないんだけども全然興味ないんだよね。だから、何をやっているのか、何をやりたいのかよくわからないのね。だから、それが本当に広聴ということになるんならば、自治基本条例の認知度が3.7%しか要するにないということであれば、それをちょっと隔週でもいいので、それを15分だとか、そういうのを流すとか、そういうのでもちょっと足りない部分を補うという形のものがないのかなと思うんです。はっきり言ってそのネタが多分ないと思うんで、大変だと思うんだけど、とにかく流せばいいかという発想をやめていただいて、そういうふうな何か、大事な時間というのが、この時間が外せないというのを少し番組の中に入れていただければ、そこをまた広報紙で今回はこうだというのを掲載しておくとか、そうするとそれでみんなが見ますし、広報紙は大体新宿区の情報大体80%強の人たちがみんな集中して見ているので、そこをうまく活用していただくともっといいのかなというふうに思います。ありがとうございます。

○辻山会長 はいどうぞ、安田委員。

○安田委員 まず、広報紙が月3回出ておりますね。他の地域、いわゆる新宿区以外の住民の方から、3回も出ているのはいいですねと、あるところは2回なんですって。やっぱり回数をふやしていきたいんだけど、なかなかふやしてくれないというあれで、新宿区はいいですねと。その中で、一つ重要な部分、特に条例というものは新しい条例とか、自治基本条例もそうです。そのときには継続的臨時号という部分の中で、徹底して逐条解説も含めてやるべきじゃなかろうかなと、3.7%というのは、これはやはり多いか少ないかの議論もあるかもしれませんが、まだまだ努力が足りない部分があるって、1回、2回じゃなかなか徹底できないし、ですから、そういう面で、重要と思われる部分、特に新しい条例というのは、それぞれのルールですから、これは徹底して臨時号でも出して、コストはかかるかもしれませんが、でも、そういう意識でできるだけ継続して、しかも文言解説も含めて、優しく誰でも、例えば最低でも中学生が見たら、もっと言えば小学生、自治基本条例は教科書も中学生用と

小学生用が出ていますから、あれが現場でどう活用されているかはよく私はわかりませんが、ああいう努力を広報紙でしていくべきじゃなかろうかなという気が1点。

それから、区政運営の原則という中の14条の中でなんですけれども、効果的かつ効率的な公共サービスの提供に努めるものとする、こういうことが条文にございます。私どもは、先入観も含めてなんですけれども、行政というのはどうしても縦割りじゃないかなと、それをこの自治基本条例の中でどのように改善されたのかなと、この辺のところ、やはりこの検証会議でももう少し縦割りを横の連携、例えば、こういう部分は何課と何課が連携して一つのこういう施策を出したいとか、そういう条項も含めると、もう少し私どもは認識が高まるんじゃないかなと。ぜひその資料というものを提供していただければありがたいなと思うわけです。以上です。

○区政情報課長 今回の広報の特集の件で、ことし実は昨年からはじめていますけれども、ことしは、地域の歴史文化みたいな形の特集をずっと掲載してございますので、実はそういう枠を広報に一部設けてございます。今度企画政策課と十分にその辺を協議しまして、今ご提案があったようなことも含めて検討させていただければと思います。

○清水委員 私、三鷹市に住んでいて、三鷹市の広報紙は月に1回出されていて、仕事をしている立場からすると2回ぐらいがちょうどいい。一方で、新宿区は全戸配布されてないというのにはちょっと疑問を感じたので。通常であれば知る権利があるから全員に配布すべきだと思うし、三鷹市は全部配布されています。私は賃貸のときにも配布されたし、なので、配布しない理由がわからない。そこが質問です。コストの問題なのか何なのか。

○区政情報課長 基本的には、大きな点ではコストの問題です。新聞の折り込みがここまで落ち込んでくる前は、結構世帯数に対するシェアというのが大きくて、届かないといったところが逆に少なかった時期が当然ございましたので、そういった点では、もうそろそろ方法を見直す時期というのは来ているんだろうというのはもう実感してございます。その分、今回なら戸別配布といった方法を入れて、少しそこを伸ばしながら、届かない人の数をできる限り低減していこうといったことを試みとして進めてはいるんですけれども、全戸配布については、全体的な総体の経費も含めて、ちょっと検討をさせていただく必要があるんだろうというふうに思っていますので、一つの

課題としてちょうだいをしておきたいと思います。

○辻山会長 ご提案ですが、前の基本条例の検討委員会は、時間が5時間、6時間に及ぶことがございました。エンドレスでやっておりましたけれども、これやはりこの会議は、この後の予定のある方もおられると思うので時間を守ってやりたいと思います。それで、一応ここで打ち切らせていただいて、次回どのような持ち方をするかということについては、今日出されたご意見などを踏まえて、事務局と相談して、必ずどういう検証の仕方を私たちはするのかということについて納得のいく議論をさせていただきたいというふうに思っておりますので、それを先送りというか、次回に先送りさせていただくということで、今回これで閉めてよろしゅうございますか。

はい。

○斉藤委員 そうすると、この評価票は、今日は。

○辻山会長 それについては、私の気持ちの中では、書いておいていただいて、提出は見合わせるというふうにしておいたらどうだろうか。というのは、こういう方法で検証するのかどうかということも含めて議論しなければならないというふうに思いますので。よろしければ事務局のほうで事務連絡。

○吉澤委員 1点だけ。

資料が大量にあります。今回も事前にいただきましたよね。ところが、今日来ますとまたそれよりもさらに資料が追加されていきました。できるだけ、事前に全部送っていただけたら大変ありがたいと思います。

○企画政策課長 資料につきましてはなるべく軽減化を図るような形でやらせていただきたいと思います。

それから、今、会長からお話しありました条例の進め方等につきましては、私どもとしては、先ほど説明しましたように、条文の趣旨に従ってどうなのかということを実体的に見ていかないと、なかなか皆さんも評価をしにくいんじゃないかということがございましたので、こういった形でとらせていただいて、こういった中で条文の趣旨、先ほど条文も読み上げさせていただきましたけれども、その条文はきちんと適正に運用されているかどうかということをやっていきたいと考えています。条文に記載されている項目がきちんと運用されているかどうかという具体的なことから入っていかないと、多分皆さんも漠然とした議論をしてもなかなか進めないんじゃないかと、こういった形で、実際に今日みたいな形でいろいろな制度を説明していただいて、

活発に議論が行われましたけれども、制度もご理解いただいたうえで、じゃあ基となる条文がきちんと運用されているのかどうかということを検証させていただくという意味で、今日こういった評価票なども用意させていただいたというところですが、そのあたりを少しご理解いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○辻山会長 ちょっとしたボタンのかけ違いがあって、条文を一つ一つ読みながら、じゃこのことを検証するには、こういう制度についての運用を報告してくれというところで必要な情報は何と何と何かということ議論したいということなんです。それは、こちらで既に用意してあったということ。それ必然的に、既に庁内の検証チームなどでやったことも含めて資料があるとか、そういうことはあるんでしょうけれども、もう一度、この基本条例の条文を見ながら、こういう資料で確かめたいなというようなことをこの場でみんなで議論して、そして上がった制度なり、運用なりについての報告を順次していただくと、そういうのがどうだろうかという趣旨だと思ったんです。ですから、入り口が違うぞということだけで、恐らく同じようなデータをみんなで議論しなきゃいけないはなるんだろうという気はするんです。

○企画政策課長 あとは、限られた時間の中で効率よくやらなければいけないとなると、先に事務局で昨年度やった検証項目などもご用意させていただいたというところですので、そのあたりはご理解をいただきたいと思います。

効率よく進めていくためには、やはり具体的に項目を出して説明して、それに対して質疑して、やっていくということがやはりいいのかなということで、こちらでご用意させていただいているというところですが。

○辻山会長 それにしても一度前半にせよ何にせよ、今日の続きは皆さんで議論していただいて、じゃそれでいいだろうという合意が必要だと思いますので、そういう格好での設計をちょっと考えましょう。

もちろん、予算も時間もあるんでしょうから、開くべき回数の制限とか、そういったものも変えろと言っているわけではありません。その範囲内で努力していくということにしたいなというふうに思います。

ということで、今日は課長さんどうもありがとうございました。終わりにさせていただきます。

事務連絡はいいですか。

○事務局 それでは、事務局から事務連絡をさせていただきます。



第1回と同じでございますが、本日使用していただいた資料のうち、事務局からご自宅にお送りした資料と同じものでしたり、会議で常時使用する資料など、お持ち帰りにならないものについては、委員専用のボックスファイルに入れていただきたいと思っております。事務局で保管をいたしまして、次回の会議にお持ちいたします。

また、繰り返しになりますが、事前にお送りしました第1回検証会議の会議録について修正等がありましたら、お帰りの際に事務局まで提出をお願いいたします。

あわせて、提示方法についての議論ということもありましたけれども、第4回検証会議の検証制度の選定について、もしも記入されておりましたら、これについてもご提出いただければと思います。

最後になりましたけれども、次回の開催予定でございますが、10月上旬、もしくは中旬を予定しております。これについては、会長と日程を調整させていただきまして、決まり次第ご通知を差し上げたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○辻山会長 それでは、第2回の検証会議、これで終わりにしたいと思います。どうもお疲れさまでした。

(午後4時07分閉会)